

第三次

市川市地球温暖化対策 実行計画 (区域施策編)

概要版

2025
(令和7)

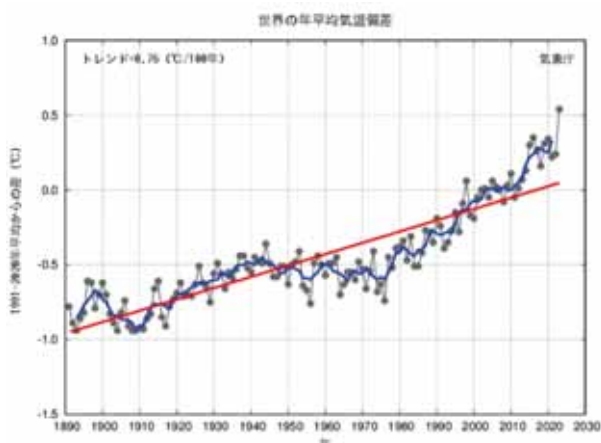
2030
(令和12)

令和 7 年 3 月

地球温暖化によって、私たちの環境が変化しています！

- 地上の世界平均気温は直近100年の間に0.76℃上昇していると報告されています。
- 本市においても、熱帯夜（夜間の日最低気温が25℃以上の日）、真夏日（日最高気温が30℃以上の日）の日数が増加傾向にあるなど、地球温暖化の影響が表れています。

世界の年平均気温偏差



出典：気象庁ホームページ「世界の年平均気温偏差」

熱帯夜及び真夏日の日数の推移



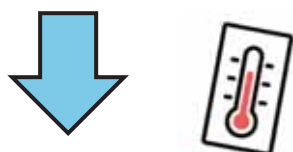
出典：気象庁ホームページ（千葉特別地域気象観測所（千葉市）の観測データ）より作成

地球温暖化の仕組み

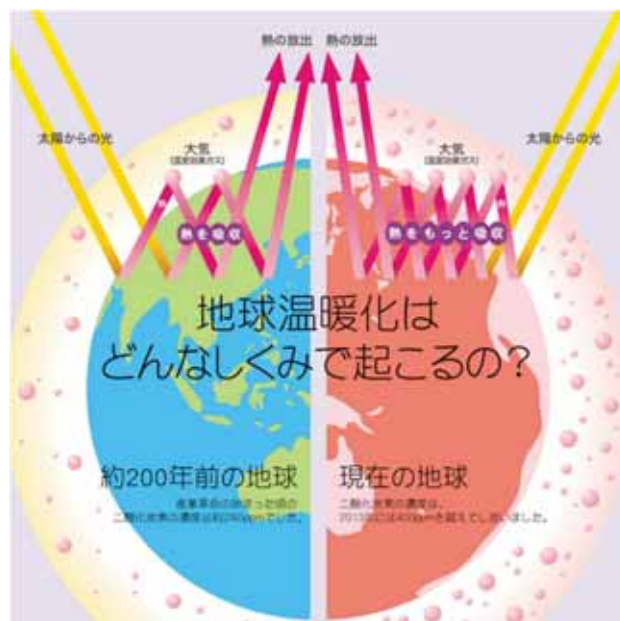
- 地球は、太陽から放出されるエネルギーを地表と大気で受けとって熱（赤外線）を放出します。
- 地表から放射された赤外線の一部は、大気中の温室効果ガスによって吸収され、再び地表に放射されます。
- 大気中の温室効果ガスの濃度が上昇すると、大気に吸収される赤外線の量が増え、地表に再放射される量が増えます。

結果、地表の温度が上昇

この現象が



「地球温暖化」です！



地球温暖化のメカニズム

出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト

地球温暖化の原因

地球温暖化の原因となる温室効果ガスは、二酸化炭素、メタンガスなど7種類となっています。

温室効果ガス（GHG）の
93.0%が二酸化炭素（CO₂）

二酸化炭素の削減施策を中心に取り組むことで

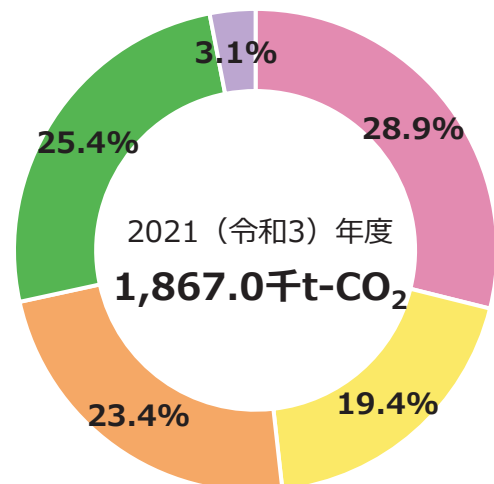
地球の気温上昇を止めよう！

市川市の2021（令和3）年度の排出量

温室効果ガス総排出量	2,008.6千t-CO ₂
うち、93.0%を占める 二酸化炭素総排出量	1,867.0千t-CO₂

**ほぼ
同じ割合**

- 家庭部門
- 業務その他部門
- 運輸部門
- 産業部門
- 廃棄物分野（焼却処分）



市川市の2021（令和3）年度
部門別二酸化炭素排出量割合

市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）とは

- 市域から排出される温室効果ガスの排出を抑制し、進行する地球温暖化へ対応するために、市民・事業者・市等の各主体が、総合的かつ計画的に取り組めるよう定めるものです。
- 「地球温暖化の防止」に関する施策を推進するための実行計画に位置付けられます。

第三次計画策定の背景

世界では、2015（平成27）年にCOP21で「パリ協定」が採択され、進行する地球温暖化に向けて、世界的に取り組んでいくことが示されました。

本市では、2015（平成27）年度に「第一次市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」、2020（令和2）年度に「第二次市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、地球温暖化対策に取り組んできました。

このような中、2050年度カーボンニュートラルを達成するために、地球温暖化対策をより強化していく必要があることから、「第三次市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、効果的な施策をより重点的に推進していくことにしました。



計画の基本理念

温暖化対策を推進し、将来にわたって、市川市を魅力あるまちとしていくために、本計画の基本理念を次のとおり定めます。



計画の基本目標

基本理念を踏まえ、以下の3つの基本目標に基づいて地球温暖化対策を推進します。

基本目標 1 エネルギーの効率的利用	 
基本目標 2 カーボンニュートラルに向けたまちづくり	   
基本目標 3 一人ひとりの率先的な脱炭素行動※	 

※脱炭素行動とは、二酸化炭素排出量を削減するための行動です。カーボンニュートラルの実現に向けて、一人ひとりの行動が求められます。

二酸化炭素削減目標

- 計画の対象期間は、**2025（令和7）年度から2030（令和12）年度の6年間**とします。
- 本計画では、国の「地球温暖化対策計画」と整合を図り、2013（平成25）年度を基準年度として、市内の二酸化炭素排出量の削減を進めます。

基準年度2013（平成25）年度比で

短期目標（2030）：**50%削減**

中期目標（2035）：**60%削減**

長期目標（2050）：**100%削減**

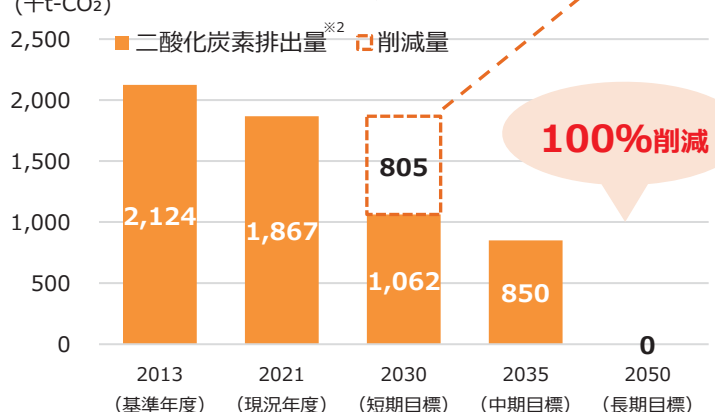
① 現状すう勢※1による削減
449.5千t-CO₂

② 設備や省エネ行動見直しによる削減
308.7千t-CO₂

③ その他の削減効果の予測
46.8千t-CO₂

市では②③の
施策を進めます
(P6参照)

※1 現状すう勢：今後追加的な対策を見込まないまま排出量が推移したケースのこと



※2 二酸化炭素排出量は、計算に使用している都道府県別エネルギー消費統計の算定方法が遡及改定されたこと、及び産業部門の計算方法を変更したことにより、第二次計画の数値から更新されています。

施策の体系

本計画における2030（令和12）年度の短期目標を達成するため、3つの基本目標に基づき、6つの施策の方向と13の取組項目を体系化します。

基本理念	基本目標	施策の方向	取組項目	重点施策※		
				1	2	3
今くいとめる地球温暖化 みんなのミッション	エネルギーの効率的利用	Ⅰ エネルギーの合理的利用及び創出の推進	I-① 公共施設のエネルギー対策の推進	○	○	
			I-② 事業者等のエネルギー対策の推進	○		
			I-③ 住宅へのエネルギー対策の推進	○		
	カーボンニュートラルに向けたまちづくり	Ⅱ 循環型社会形成の推進	Ⅱ-① 廃棄物の発生抑制・排出抑制の促進	○		
			Ⅱ-② 資源の循環的利用と熱回収等の推進		○	
		Ⅲ 交通対策の推進	Ⅲ-① 自動車使用における環境配慮の推進	○		
			Ⅲ-② 公共交通機関・自転車の利用促進			
		Ⅳ 緑地の保全及び都市緑化の推進	Ⅳ-① 緑地の保全の推進			
			Ⅳ-② 都市緑化の推進			
	率先的な脱炭素行動 一人ひとりの	Ⅴ 市民・事業者との協働の推進	V-① 市民・事業者・大学との協働の推進			○
			V-② 市民との協働の推進			○
		Ⅵ 環境学習の推進・環境情報の発信・実践行動の促進	Ⅵ-① 環境学習の推進・市民向け環境講座の実施			○
			Ⅵ-② エコライフの普及と促進			○

※重点施策の「○」は、取組項目の施策に重点施策が含まれていることを意味します。

重点施策の詳細は次ページを参照してください。

重点施策

より一層の二酸化炭素排出量の削減に向けて、大きな効果が期待される取組を重点施策として位置づけ、優先的に事業を推進します。

重点施策1 省エネ対策の強化

① 建築物の省エネ対策の推進

住宅や事業所等の建築物の省エネ化を進めるとともに、省エネ設備の導入も推進します。

② 次世代自動車の普及促進

電気自動車などの次世代自動車の購入の補助を行うとともに、充電インフラの整備を進めます。

③ プラスチックごみの削減

マイバッグやマイボトル・マイカップの利用を促進し、レジ袋やペットボトルなどの削減を図り、できる限りごみの発生・排出につながらないものを優先的に選択する、環境にやさしい消費行動への転換を促進します。また、燃やすごみとして収集している製品プラスチックの資源化について検討していきます。

重点施策2 再生可能エネルギー等の導入強化

① 再エネ導入に関する補助制度の強化

市民や事業者を対象に、太陽光発電設備の導入に対する補助制度の強化を図り、再生可能エネルギー設備の導入を促進します。

② クリーンセンターの廃棄物発電の効率的利用

市川市クリーンセンターに設置されているごみ処理施設（廃棄物焼却炉）では、ごみ焼却時に発生する熱で高温・高圧の蒸気を作り、タービンを回転させて発電しています。発電された環境価値を有するクリーンな電力は、地域新電力会社により効率的に利用します。

③ 地域新電力会社によるクリーンエネルギーの運用

市川市クリーンセンターでの廃棄物発電により得られた電力を市域内に供給し、エネルギーの地産地消を行うとともに、市域内のCO₂削減効果や地域経済循環効果を創出します。

重点施策3 省エネ・再エネに関する行動変容の促し

① 省エネ、再エネの導入促進に関する施策の実施

市民・事業者へ省エネ・再エネ設備の導入を促すような施策を実施します。

② 効果的な周知・啓発

市民・事業者が地球温暖化を自分事として捉え、省エネ・節電の必要性を理解し、自ら率先して行動するように様々な周知・啓発を実施します。

施策の目標

本計画における2030（令和12）年度の短期目標（P3参照）を達成するための施策の目標を以下に示します。

省エネ

部門・分野	重点施策 1			施策	指標	数値目標	削減量 (千t-CO ₂)
	①	②	③				
家庭	○			住宅の省エネルギー化	建築物省エネ法適合性判断対象件数 (2025～2030年度の新築の累計)	2,940 件	26.2
	○			高効率給湯器の導入	ヒートポンプ給湯器 (2030年度時点での各世帯の保有台数)	67,000 台	38.0
	○				潜熱回収型給湯器 (2030年度時点での各世帯の保有台数)	129,000 台	
	○				家庭用燃料電池 (2030年度時点での各世帯の保有台数)	13,000 台	
	○			高効率照明の導入	LED照明の導入台数 (2030年度時点での各世帯の保有台数)	1,946,000 台	27.5
	○			その他	省エネ改修、省エネ行動等	－	10.6
業務 その他・ 産業	○			建築物 (非住宅) の 省エネルギー化	建築物省エネ法適合性判断対象件数 (2022～2030年度の新築の累計)	1,310 件	23.1
				その他	クールビズの実施等	－	9.1
運輸		○		次世代自動車の普及	次世代自動車の市内購入台数 (2022～2030年度の累計)	42,020 台	60.9
				その他	エコドライブの推進等	－	26.9
廃棄物			○	プラスチックごみの削減	廃プラスチック削減焼却量 (2022年度からの削減量)	4,000 t	27.0
				その他	分別収集の徹底等	－	1.9
合計							251.3

再エネ等

導入設備	重点施策 2			設置場所	導入目標 (MWh)	削減量 (千t-CO ₂)
	①	②	③			
太陽光発電	○			戸建て住宅	183,330	46.4
	○			耕地・荒廃農地	9,860	2.5
太陽熱利用システム				戸建て住宅	3,480	0.9
廃棄物発電		○	○	－	－	7.6
合計						57.4

その他

部門	取組	削減量 (千t-CO ₂)
森林吸収	森林整備に伴う吸収量	0.7
市域外における再エネ由来電力	市域外における再生可能エネルギー由来電力の調達	46.1
合計		46.8

注：数値の合計は、端数処理により合わないことがあります。
市域外における再エネ由来電力の調達については、他の施策で可能な限り二酸化炭素を削減することで、調達量を減らすことを目指します。

再生可能エネルギー導入目標

短期目標（2030年度）50%削減を実現するため、再生可能エネルギーの導入目標を以下の通り決めました。

太陽光発電設備の設置（建物系）

導入戸数	導入目標（MWh）
37,730	183,330

太陽光発電設備を
建物の屋根などに
設置すること



太陽光発電設備の設置（土地系）

ポテンシャルに対する 想定導入率（%）	導入目標（MWh）
5	9,860

太陽光発電設備を
耕地などの**土地**に
設置すること



太陽熱利用システムの設置

導入戸数	導入目標（MWh）
1,450	3,480

太陽のエネルギーを**熱**に変える
集熱機等を
建物の屋根などに
設置すること



地域脱炭素化促進事業

- 地域脱炭素化促進事業に関する制度は、環境に適正に配慮し、地域に貢献する再エネ事業の導入を促進するものです。
- 促進区域とは、「地域脱炭素化促進事業の対象となる区域」を指します。促進区域を設定することで、再生可能エネルギーを最大限導入し、将来的に市域全体の脱炭素の達成に繋がります。

地域脱炭素化促進事業の目標

2030年度までに1,419kW
(地域脱炭素化促進事業を含む促進区域内での導入量)



促進区域	市有施設の屋根・敷地（公有地・公共施設活用型）
	公共施設の屋根や敷地において、周囲の施設や住民に配慮しながら優先的に設置し、市として再生可能エネルギーの地産・地消を進めます。
	事業提案を受けた区域（事業提案型）
	上記の促進区域のほか、事業者及び市民等から提案を受けることにより、個々の事業計画の予定地を促進区域に設定することを検討します。

なお、今後も市として再エネ導入を積極的に促進していくために、「地区・街区指定型」について検討していきます。

省エネ・再エネに関する行動変容について

重点施策3に掲げている行動変容は、今後温暖化対策を実施していく上でとても重要なものです。行動変容は、補助金等で誘導していくものや、意識啓発により主体的に動くものがあります。以下に本市で実施している主な補助制度と、国が進めているデコ活について紹介します。

本市の地球温暖化対策に関する主な補助制度

種別	制度名称・補助内容
住宅	スマートハウス関連設備等導入補助制度
	住宅用太陽光発電設備や家庭用燃料電池（エネファーム）等のスマートハウス関連設備を導入した市民に対し、その費用の一部を補助するもの。
	住宅断熱改修促進事業補助金
	住宅の断熱改修（窓、ドア等の断熱化）に係る工事をした市民に、工事費の一部を補助するもの。
	低炭素建築物認定制度
	「都市の低炭素化の促進に関する法律（エコまち法）」で定める低炭素建築物の認定を受けると、税制優遇などの措置を受けることができるもの。
車	住宅の省エネ改修に伴う固定資産税の減額措置
	一定の省エネ改修工事（窓・床・天井・壁の断熱改修工事）を行った住宅について、固定資産税を軽減するもの。
事業所	電気自動車等導入費補助金
	電気自動車や電動バイクの購入費の一部、電気自動車と住宅等の間で相互に電力を供給できるV2H充放電設備設置費の一部を補助するもの。
事業所	省エネ・創エネ設備設置費等補助金
	事業所等の省エネ改修工事や太陽光発電設備などの省エネ・創エネ設備の設置に対して補助金を交付するもの。



デコ活とは、二酸化炭素（CO₂）を減らす脱炭素（Decarbonization）と、環境に良いエコ（Eco）を含む“デコ”と活動・生活を組み合わせた言葉です。

2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするための新しい国民運動として展開中です。

脱炭素につながる将来の豊かな暮らしの全体像・絵姿をご紹介しますとともに、国・自治体・企業・団体等で共に、国民・消費者の新しい暮らしを後押しします。



出典:環境省「デコ活」～くらしの中のエコろがけ～



第三次市川市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)概要版

令和7年3月

編集・発行:市川市 環境部 総合環境課

電話:047-712-5781 FAX:047-712-6320

住所:〒272-0023 千葉県市川市南八幡2丁目20番2号